特定一般教育訓練明示書

# m o A th	京加坦人类 土拉韦明			7 1 1010		_						
講座の名称	高知県介護支援専門			\			- 100					
実施方法	通学(昼間)• 夜	間・土田		-	ング(回	」数	回)				
指定講座番号(15桁)	3922001			242001	13	_	4					
講座の創設年月日	特定一般教育訓練総 対象講座の指定期間		過 去 一 年 の 講 座 実 績	入講者	数(4人)	修	了者数	(4人)				
平成20年1月21日	令和 9年 9月30	日まで										
訓練期間	35.	月		総訓絲	棟 時 間			54時間				
1. 教育訓練目標												
①取得目標とする資格の	名称、目標レベル		介護支援専門員									
②①に係る資格・試験等	の実施機関名称											
③当該資格等を取得する 格等	らための要件または受	験資	介護支援専門員証の有効期間を更新せずに失効している者が、介護支援専門員再研修を受講して修了すること。(業務を行うには、介護支援専門員証の交付を受けることが必要)									
④当該技能・知識の習得種・職務及び習得された。 る業界と活用状況			居宅介護(護予防)サ	予防)支援事業 ービス	Ě所、介護保 陽	倹施設、	、地域ឱ	密着型(介				
2. 教育訓練の内容	\$											
教 科				時間	•	使用	教 材 4	ž				
「介護保険制度の理念・現状及 マネジメントの基本」(5h)	びケアマネジメント」(3h)、「¡	自立支援	のためのケア	8								
「人格の尊重及び権利擁護並び		3										
「介護支援専門員に求められる 社会の実現に向けた地域包括・				5								
「生活の継続を支えるための医 ネジメントに係る法令等の理解」	療との連携及び多職種協働 J(2h)	か意義」	(3h)、「ケアマ	5								
「ケアマネジメントの展開」 ①生 ジメント(3h)、②脳血管疾患のあ	活の継続及び家族等を支 る方のケアマネジメント(4h)	える基本)	的なケアマネ	7								
「ケアマネジメントの展開」 ③認 ト(4h)、④大腿骨頸部骨折のある		を支えるか	ケアマネジメン	7								
「ケアマネジメントの展開」⑤心り 炎の予防のケアマネジメント(3h	実患のある方のケアマネジ:)	メント(3h).	、⑥誤嚥性肺	6								
「ケアマネジメントの展開」⑦高能呼吸器疾患、腎臓病、肝臓病、(2h)	、脂質異常症、 意点の理解	2										
「ケアマネジメントの展開」®看耳向け他法他制度の活用が必要	t会の実現に	7										
「アセスメント及び居宅サービス		4										
3. 受講者となるた	めの要件(この講)	座を受詞	講するために	必要とされて	いる条件など)						
①受講するに当たって必		員証の有効期間を更新せずに失効している方、また 修了日までに失効する方。										
②受講者が受講に最低N 技能・知識等の内容及び	:に介護支援専門員として登録したことがある方。											
③その他												

〔特記事項〕

令和7年度現在

特定一般教育訓練明示書

4.	教育訓練の受講の実績及び目標達成の状況					
(1)資格取得状況					
1	前年度の修了者数	4	人			
2	①に係る教育訓練の入講者数	4	人			
3	②のうち目標資格の受験者数	4	人	受験率(③/②)	100.0	%
4	③のうち合格者数	4	人	合格率(④/③)	100.0	%
⑤	①(修了者数)のうち就職者数 ※1	0	人			
6	①(修了者数)のうち在職者数 ※2	3	人	就職・在職率(5)+6/2)	75.0	%

- ※1 前年度の修了者のうち、受講開始時に職に就いていなかった者で修了後に就職した者。
 - この場合、就職したとは、臨時的な仕事に就職した者は含めない。
- ※2 受講開始時に既に職に就いていた者で、卒業後も引き続きその職にある者及び受講開始時に既に職に就いている者で、 修了後に別の職に転職した者。

(2)受講修了者による講座の評価等

(2)受講修了者による	講座の評価等	1				
① 回答者総数		1	人			
② 受講開始時の就 業状況等	1 正社員	0	人	②A:就業者計		
	2 非正社員、派遣社員	1	人	一 一		
	3 その他の就業(自営業等)	0	人	1人		
	4 非就業	0	人	②B:非就業者計		
③ 受講開始前と現 在の就業先の変化	1 受講開始時の就業先と現在の就業先は同じ	1	人	③の回答数合計 ※②Aと同数(又はそれ		
	2 受講開始時の就業先と現在の就業先(自営業等含む)は異なる(転職)	0	人	以下)		
[2 ** 3,00](3)0 ** 20 12	3 受講開始時は就業していたが、現在は就業していない	0	人	1人		
	1 正社員	0	人	 ④A∶就業者計		
④ 受講後の就業形	2 非正社員、派遣社員	1	人	4A: 机未有引		
態	3 その他の就業(自営業等)	0	人	1人		
	4 非就業者	0	人	④B:非就業者計		
	1 3割以上増加した	0	人]		
	2 1割以上3割未満増加した	0	人			
	3 1割未満増加した	0	人	⑤の回答数合計		
⑤ 受講後の賃金変 化	4 変わらない	0	人	※④Aと同数(又はそ れ以下)		
16	5 1割未満減少した	1	人			
	6 1割以上3割未満減少した	0	人			
	7 3割以上減少した	0	人	1人		
	1 処遇の向上(昇進、昇格、資格手当等)に役立つ	0	人]		
	2 配置転換等により希望の業務に従事できる	0	人			
	3 社内外の評価が高まる	0	人			
	4 早期に転職・再就職できる	0	人	@ 6 E 4 * 4 • 5 •		
⑥ 講座の受講の効 果	5 希望の職種・業界に転職・再就職できる	0	人	⑥の回答数合計 		
*	6 より良い条件(賃金等)で転職・再就職できる	0	人			
	7 趣味・教養に役立つ	0	人			
	8 その他の効果	1	人			
	9 特に効果はない	0	人	1人		
	1 受講中又は受講修了後3か月以内に就職した	0	人	⑦の回答数合計		
⑦ 受講開始時に就 業していなかった受 講者の就業状況	2 受講修了後3~6か月以内に就職した	0	人	※②Bと同数(又はそ		
	3 受講修了後6~12か月以内に就職した	0	人	れ以下)		
	4 就職していない	0	人	0人		
⑧ 講座の全体評価	1 大変満足	0	人	j		
	2 おおむね満足	1	人	8の回答数合計		
	3 どちらとも言えない	0	人	※①と同数(又はそれ 以下)		
	4 やや不満	0	人	~1/		
	5 大いに不満	0	人	1人		

(3)受講者、受給者の修了後の状況(就職等の状況、受講修了者による教育訓練への評価状況、受講後の職務内容変化等の処遇改善善の状況、一定期間内でのキャリアアップ成果やその事例、在籍・採用企業の側の評価等)

回答があった1名は、受講開始時点で在職者で、引き続き同じ職場で就業している。講座の全体評価は「おおむね満足」で、その他の効果があるとの評価をしている。

5. 教育訓練の受講による効果の把握及び測定の方法並びにそのレベルを受講者に対して明らかにするための具体的な方法 1に掲げた教育訓練目標に対する技能・知識のレベル到達度の 研修目標に到達できるよう演習のファシリテーターが助言・指導している (通信制講座の場合)

特定一般教育訓練明示書

			71 /1 /1										
6. 受講効果の把握方法													
(1)修了認定基準 (出席率・修了認定試験等の具体的な基準)					出席率100%(全科目を受講)								
					研修目標に到達できるよう演習のファシリテーターが助言・指導している。								
7. 受講中又は修了後における受講者に対する指導及び助言並びに支援の方法													
(1) 文誦中の台に刈りる首侍及"理胜及に渕りる具体 ぬたい言・ 性道の大法					「アセスメント及び居宅サービス計画等作成の総合演習」の科目で、ファシリテーターを配置し、ケアマネジメントに関する必要な知識及び技能を修得できるよう助言・指導している。								
					福祉人材無料職業紹介所を行っている高知県福祉人材センターについて案内するなど、就職に向けた情報提供を行っている。								
8. その他の事項													
	指 定 教 育 訓 練 実 施 者 名 及 び 代 表 者 名								(代表者	i名:	会長 井上	浩之	
住 所 及 び 連 絡 先 高知市朝倉戊375-1					TEL 088-844-3605								
施 設 名 称 及 び 施 設 長 名 社会福祉法人高知県社				±会福祉協議会 (施設長:会長 井上 浩之)									
住 所 及 び 連 絡 先 高知市朝倉戊375-1				TEL 088-844-3605									
苦情受付者	苦情受付者 氏名 白石 研二 所属 事務局				事務担当者 氏名 細木 貞秀			貞秀	所属	福祉研修	センター		
連絡先	Т	EL 088-844-9007			連絡先 TEL 088-844-360)5			
特定一般教育訓練	経費	1. 特定		対象	となる経費(1) +	2)				30,000	円	
支払い方法 ① 一括払	(1) 入 学 料 (税 込 額) (※割引・還元措置を実施した										0	円	
② 受講料(税込額) (※割引・還元措置を実施した)				-場合	には						30,000	円	
② 分割 払 その差引き後の税込額と									材費		0	円)	
2. 特定一般教育訓練給付金の					外となる経費	(1)	+ ② -	+ 3 -	(4)		0		
③ 両方可能 ① 任意の教材費(税込額)				/ エ 兴 ヽ コ						0	円		
② 実習等に伴う交通費·宿 ③ 施設維持費(税込額)				5汨箕	(祝込 額)						0	円 円	
	④ その他(法人への寄付金、PCの損害保険料、情報誌代) (税込額)							0	円				
	3. 総額(1+2)(税込額)								30,000	円			

教育訓練給付制度の適正な利用に必要となる事項について

教育訓練給付制度を適正に利用していただくために、以下の点について十分にご理解いただくようお願いいたします。

- (1) 特定一般教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練経費とは、受講者が自らの名において直接特定一般教育訓練実施者に対して支払った教育訓練の受講に必要な入学料及び受講料に限られます。
- (2) 受講料には、受講費のほか、受講に伴い必須となる教材費用等も含まれますが、検定試験受験料、補助教材費、補講費、交通費、パソコン等の器材費等は含まれません。また、クレジット会社に対する手数料、支給申請時点での未納の額(クレジット会社を介してクレジット契約が成立している場合を除きます。)も教育訓練経費に含まれるものではありません。
- (3) 現金等(有価証券等を含みます。) や物品の還元的な給付(一つの講座について、クリアファイル等の総額千円未満の安価な物品等を付与する場合は除く。) その他の利益を受けた場合や、各種割引の適用を受けた場合には、その還元的な給付額や割引額等を差し引いた額が教育訓練給付金の対象となる教育訓練経費となります。

このため、このような還元的な給付等を受けた場合には、入学料及び受講料の額から当該還元額を控除した額で教育訓練給付金の支給を申請することが必要になります。

なお、当該教育訓練経費に係る領収書又はクレジット契約証明書の発行後、受講料の値 引き等により教育訓練経費の一部の還付が行われた場合には、教育訓練給付金の支給申請 に際しては、教育訓練実施者が受講者に発行する、還元額等が記載された「返還金明細 書」の提出が必要となります。

(4) 特定一般教育訓練給付金は、当該教育訓練を実際に本人が受講し、修了した場合支給されるものです。このため本人以外の者が受講し、修了等した場合には、特定一般教育訓練給付金は支給されません。

また、当該教育訓練の定期的な試験又は修了試験に際して、あらかじめ解答が添付されている場合等にあっては、当該教育訓練を修了する見込みがあるもの又は修了したものとは認められていませんので、特定一般教育訓練給付金の支給を受けることはできません。